

# 【令和8年度】 園芸振興関連事業のご案内



新潟県では、園芸振興基本戦略のもと、付加価値の高い持続的な農業の実現に向け、需要の変化や多様化に対応できる競争力と魅力のある産地を育成する取組を進めております。

このパンフレットでは、これらの取組を支援する令和8年度の事業の概要を掲載していますので、園芸生産の導入・拡大をお考えの際に御活用ください。

また、JAグループでは独自の支援策を講じており、園芸の導入段階等に応じて、県の事業と使い分けていただくことで、より効果的な取組となることが期待されますので、併せて御紹介いたします。

(新潟県農林水産部)

# ＜ 目 次 ＞

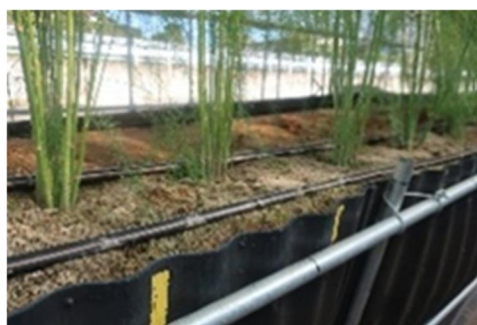
園芸振興関連事業				こんなとき、 事業（●印）が活用できます													
				掲載ページ	産地の栽培者を増やしたい 又は新たに園芸を導入したい	園芸の導入・拡大に必要な資材を 購入したい	機械を導入したい	ハウスを導入したい	ほ場の排水対策を行いたい	既存ハウスを補強したい	集出荷施設を整備したい	新品種・新技術を導入したい	生産・出荷コストの低減に取り組みたい	販売拡大・販売促進に取り組みたい	環境にやさしく省力的な 栽培体系に取り組みたい	外部専門家から技術指導を受けたい	
事業区分	事業名	メニュー	補助区分														
県農林水産部の支援策	園芸トプランナー 経営強化支援事業		県単	1								●		●	●	●	
	園芸産地構造改革 体制整備事業	国補併用 産地構造改革	国補 ／ 県単	2			●	●				●	●				
		園芸団地等育成	県単	3			●	●				●					
	園芸産地構造改革 取組支援事業	産地構造改革支援	県単	4	●							●			●	●	
	園芸産地における 事業継続強化対策事業		国補	5						●							
	園芸生産持続化支援 緊急対策事業		国補	6									●		●		
	新潟県農林水産業 総合振興事業	園芸生産促進	県単	7	●		●	●				●	●		●		
		みどり園芸スマート 産地形成支援	県単	8			●						●			●	
県農地部の 支援策	園芸産地化ステップ アップ事業		県単	9		●			●								
	園芸産地化モデル 支援事業		県単	10		●	●										
JAグループの 支援策	にいがた農業応援ファンド			11	●	●	●	●				●	●		●		
	JA全農にいがた園芸新規導入支援			12	●							●					

①

園芸トップランナー経営強化支援事業

☆ 事業の目的

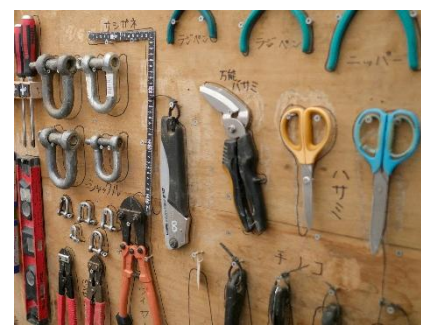
地域農業や産地への波及効果を有し、園芸を担う若者が目指す目標となる、本県園芸産地を牽引する収益性の高い企業的経営体を育成します。



新たな栽培方式の導入  
(アスパラガス枠板式高畦栽培)



省力化・効率化  
(環境モニタリング装置)



就業環境整備  
(GAP 導入、整理整頓)

<p>支 援 内 容</p>	<p>経営発展に必要な経営計画の作成から取組実践までをパッケージし、段階的に支援</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 人材確保・育成の取組             <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員の雇用、就業環境の整備</li> <li>・省力化・効率化の取組</li> <li>・後継者の育成と事業継承の取組 等</li> </ul> </li> <li>2 収量・品質向上、面積拡大のための取組             <ul style="list-style-type: none"> <li>・新技術・方式の導入、品種転換、商品開発</li> <li>・耕作放棄地解消のための土木機器のレンタル費</li> <li>・土づくり、排水対策、品質保持対策 等</li> </ul> </li> <li>3 その他経営体の発展のために必要な取組</li> </ol>
<p>事 業 主 体</p>	<p>農業者、農業法人等</p>
<p>補助率</p>	<p>1 / 2 以内 (上限補助額 1,000 千円)</p>
<p>採 択 要 件</p>	<p>園芸拡大重点経営体であること</p>

## 園芸産地構造改革体制整備事業 (国補併用産地構造改革)



### 事業の目的

生産の団地化、集出荷施設の共同化など、園芸産地の構造改革となる産地体制の整備を支援します。



生産体制強化に向けた  
大型園芸生産機械の導入



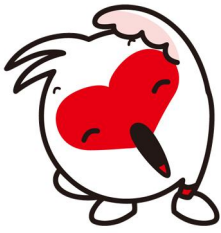
産地の再編に対応した  
集出荷施設の整備



果樹の省力樹形への転換

支 援 内 容	<p>1 生産体制整備【機械・施設の補助・リース】 園芸産地の構造改革に必要な機械・施設等整備費及び一体的に行う小規模基盤整備費を支援 果樹の場合は省力栽培・生産性の高い栽培方式へ転換する際の新改植に必要な初度的経費を含む。</p> <p>2 集荷・流通施設整備【機械・施設の補助・リース】 園芸産地の構造改革につながる集荷・流通体制の構築に必要な機械・施設の整備等を支援</p> <p>[ 上限補助額 ] 県 5,000 万円 ( 但し、市町村が補助する場合に限る )</p>
事 業 主 体	<p>補 助：農地所有適格法人、農業者等の組織する団体、農業協同組合、 全国農業協同組合連合会新潟県本部、市町村 等</p> <p>リース：農業協同組合、民間リース会社 等(借受者：認定農業者 等)</p>
補助率	<p>[ 国庫補助事業を活用する場合 ] 国 1 / 2 以内、県 1 / 10 以内 <sup>1</sup></p> <p>[ 国庫補助事業を活用できない場合 ] 県 1 / 2 以内 <sup>2</sup></p> <p style="text-align: right;"><sup>1</sup> 原則、市町村の補助率と同率とし、 補助対象経費の 1/10 以内とする。</p> <p style="text-align: right;"><sup>2</sup> 市町村が補助する場合に限る。</p>
採 択 要 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園芸産地発展ビジョンを策定した産地であること</li> <li>・産地の構造改革に資する取組であること</li> </ul>

## 園芸産地構造改革体制整備事業 (園芸団地等育成)



**事業の目的**  
新規取組者の育成や生産者間の労力補完体制等の構築など、産地の構造改革に資する園芸団地の整備等を支援します。



ハウス団地の整備



いちじく団地の整備

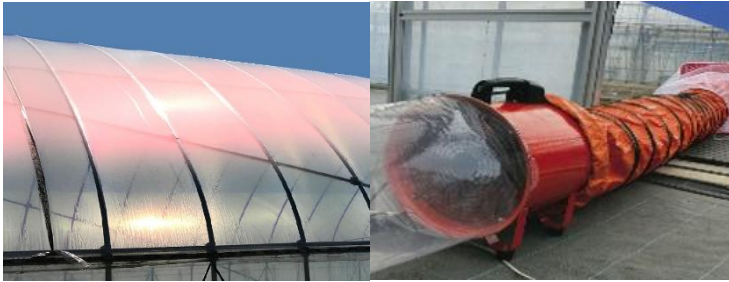
支 援 内 容	<p>1 園芸団地等整備【機械・施設の補助・リース】 園芸団地等の形成に必要な機械・施設整備費及び一体的に行う小規模基盤整備費を支援</p> <p>2 集荷・流通施設整備【機械・施設の補助・リース】 産地の構造改革につながる集荷・流通体制の整備に必要な施設・機械整備費を支援</p> <p>[対象機械・施設の面積要件] 露地園芸の場合、概ね10ヘクタール以上 (中山間地域は概ね1ヘクタール以上) 施設園芸・果樹の場合、概ね0.5ヘクタール以上 (中山間地域は概ね0.25ヘクタール以上)</p> <p>[上限補助額] 県 3,500 万円</p>
事 業 主 体	<p>補 助：農地所有適格法人、農業者等の組織する団体、農業協同組合、第3セクター 等</p> <p>リ ー ス：農業協同組合、民間リース会社、第3セクター 等 (借受者：認定農業者等)</p>
補 助 率	<p>県 1 / 2 以内      原則、露地園芸は国補事業による実施を優先すること。</p>
採 択 要 件	<p>園芸産地発展ビジョンを策定した産地であること</p>

④

園芸産地構造改革取組支援事業  
(産地構造改革支援)

事業の目的

担い手の確保・受入体制整備や気候変動対策に資する園芸産地の構造改革に向けた産地ぐるみの取組を支援し、競争力と魅力のある園芸産地を育成します。



施設栽培における遮熱資材と外気導入装置



受入体制整備の検討

<p>支 援 内 容</p>	<p>「園芸産地発展ビジョン」に基づいて、産地の構造改革に向けた取組を支援</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 気候変動対策の取組             <ul style="list-style-type: none"> <li>・高温や渇水対策のためのスマート機器や資機材の導入</li> <li>・高温耐性品種の導入や栽培方式の切替等に係る初度的経費</li> <li>・出荷・流通段階における高温対策のための施設のレンタルや販売調査 等</li> </ul> </li> <li>2 新たな担い手確保のための取組             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 受入体制整備のための支援                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・産地の実態把握や先進事例調査に係る経費</li> <li>・産地の検討を進めるための外部人材活用に係る経費</li> <li>・研修体制を整えるための取組 等</li> </ul> </li> <li>(2) 新規取組者の技術習得や定着のための支援                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修に必要な資機材の導入経費</li> <li>・早期技術習得を進めるための機器の導入</li> <li>・外部専門家を活用した技術習得に係る経費</li> <li>・新規取組者のスムーズな作付けに向けた初度的経費 等</li> </ul> </li> </ol> </li> </ol>
<p>事 業 主 体</p>	<p>農業者等の組織する団体、農業協同組合等</p>
<p>補助率</p>	<p>1 1 / 2 以内 (標準事業費 2,000 千円)                  2 (1) 定額 (上限補助額 800 千円)                  2 (2) 1 / 2 以内 (標準事業費 1,000 千円)</p>
<p>採 択 要 件</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園芸産地発展ビジョンを策定した産地であること</li> <li>・産地の構造改革に資する取組であること</li> </ul>

## 園芸産地における事業継続強化対策事業



### 事業の目的

自然災害によるハウスの損壊、停電等に備えるため、産地の事業継続計画（BCP）の策定や、復旧のための協力体制の整備、被害の防止・軽減に必要な取組等を支援します。



ハウスの補強



防風ネットの設置

支 援 内 容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 産地のBCPの検討・策定及び見直し、非常時の協力体制の構築</li> <li>2 自力施工等の技能習得、災害復旧の実証</li> <li>3 既存ハウスの補強等の被害防止対策 [対象となるハウス] ・今後10年以上の利用が見込まれるハウス</li> </ol>
事 業 主 体	市町村、農業協同組合、地域農業再生協議会、農業者の組織する団体等
補助率	<ol style="list-style-type: none"> <li>1：定額</li> <li>2：定額</li> <li>3：1/2以内</li> </ol>
採 択 要 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県が策定した事業継続推進計画に位置付けられた取組であること</li> <li>・3の取組については、以下の全てを満たすこと             <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 1の取組を併せて実施していること</li> <li>イ 個々の経営体でBCPを策定すること</li> <li>ウ 取組対象者は収入保険への積極的な加入に努めること</li> <li>エ 対象施設が園芸施設共済又は民間保険に加入すること</li> </ol> </li> </ul>

## 園芸生産持続化支援緊急対策事業



### 事業の目的

物価高騰による農業経営への影響を緩和し、持続可能な園芸生産に向けた経営力強化を図るため、種苗費及び生産・出荷コスト低減に向けた取組を支援します。



種苗及び球根購入に係る経費



生産コスト低減対策に係る経費  
(点滴かん水導入による節水対策等)



出荷コスト低減対策に係る経費  
(出荷規格の変更等)

支 援 内 容	<p>1 園芸種苗価格高騰緊急対策支援事業 種苗及び球根（チューリップ、ユリ等）購入に係る経費の一部（物価高騰による価格上昇相当分）を支援</p> <p>2 園芸生産コスト低減緊急対策支援事業 生産および出荷コスト低減につながる取組に係る経費を支援 [対象となる取組]</p> <p>ア 生産コスト低減対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・節電対策（LED照明への変更等） （園芸集出荷施設の場合は、受益面積10ha以上）</li> <li>・節水対策（点滴かん水の導入、貯水タンクの設置、井戸掘削等）</li> <li>・肥料農薬等資材節減対策（静電噴霧ノズルの導入、土壌診断等）等</li> </ul> <p>イ 出荷コスト低減対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出荷規格の変更、出荷資材の強度や形状の見直しに係る試作・試験販売</li> <li>・通いコンテナの導入・拡大等に係る経費 等</li> </ul>
事 業 主 体	農業者等の組織する団体、農業協同組合 等
補助率	1 / 2 以内
採 択 要 件	<p>(1) 地域園芸振興プランを策定した産地であること</p> <p>(2) 1の取組については、以下のいずれかの要件を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2の取組を併せて実施していること</li> <li>・県が指定したコスト低減に係る対策を新たに又は拡充して2つ以上実施すること（省エネルギー化、肥料コスト低減、農薬コスト低減、種苗費の低減、流通経費の低減 等）</li> </ul>

## 新潟県農林水産業総合振興事業 (園芸生産促進)



### 事業の目的

園芸産地の体質強化を図るための、野菜・果樹・花きの生産拡大に必要な鉄骨・パイプハウス、機械、附属設備など、様々な施設・機械を支援します。



鉄骨ハウス



パイプハウス

支 援 内 容	<p>1 補助による施設・機械の導入、基盤整備の支援 施設園芸組合等への園芸用鉄骨ハウス、園芸施設及び小規模基盤整備、農業者に貸し出す機械の整備(農業協同組合のみ)、第三者から継承する園芸用栽培施設の取得、移設及び修繕等を支援</p> <p>2 リース方式による施設・機械の導入支援 認定農業者等への園芸用パイプハウス、園芸施設・機械等の整備支援</p> <p>3 生産体制づくり、流通・販売体制強化に係る活動の支援 上記の1・2の実施に伴う産地の効率的生産体制づくり、流通・販売体制強化を支援</p>
事 業 主 体	<p>1：農地所有適格法人、農業者等の組織する団体、農業協同組合、土地改良区等</p> <p>2：農業協同組合、第3セクター、民間リース会社 (借受者：認定農業者等)</p> <p>3：市町村、農業協同組合、農業共済組合、農業者の組織する団体</p>
補助率	<p>1・2：[施設] 一般地域 4.5 / 10 以内、中山間地域 5 / 10 以内 [基盤整備] 一般地域 4 / 10 以内、中山間地域 4.5 / 10 以内 [機械] 一般地域 3 / 10 以内、中山間地域 1 / 3 以内</p> <p>3：5 / 10 以内</p>
採 択 要 件	<p>地域園芸振興プランを策定した産地であること</p>

## 新潟県農林水産業総合振興事業 (特認：みどり園芸スマート産地形成支援)



**事業の目的**  
環境負荷低減の推進に向けて、園芸産地が産地ぐるみで導入するスマート農業機械の整備を支援します。



農業用機械の自動操舵システム



ロボット草刈り機

支 援 内 容	<p>園芸産地で取り組む環境負荷低減の推進に資するスマート農業技術の実装に必要な機械の整備を支援</p> <p>[ 対象となる機械 ] 農林水産省の「農業新技術_製品・サービス集」等に掲載されている機械のうち、環境負荷低減に資する、以下の(1)～(5)とする。</p> <p>(1) 農業用機械の自動操舵システム (2) 農業用ドローン (3) ほ場・施設環境モニタリング(環境制御システム含む) (4) 自動草刈機 (5) その他、環境負荷低減に資するスマート農業機械</p> <p>[ 導入機械の要件 ] 導入機械は次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>(1) 機械の共同利用を行う。 (2) 機械により作業受託を行う。 (3) 機械を複数台導入し、複数の農業者が利用またはデータを共有する。 事業の実施に当たっては、当該技術を産地に定着させるための取組(研修会の開催、マニュアルの作成、データ解析等)を一体的に行うこと。</p>
事 業 主 体	農業協同組合、農業者等の組織する団体、農地所有適格法人
補助率	5 / 10 以内
採 択 件	地域園芸振興プランを策定した産地であること

## 園芸産地化ステップアップ事業



### 事業の目的

ほ場整備初期段階において、水田における園芸の本格導入を図るため、園芸栽培の技術習得を支援します。



園芸品目の試験栽培の実践



試験栽培ほ場を活用した研修による技術習得

支援内容	<p>ほ場整備事業の初期段階の地区における園芸導入を円滑にするため、園芸の試験栽培に係る以下の取組について支援</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 排水対策及び営農作業に必要な機械借上料及び排水対策の作業委託料</li> <li>2 土壌改良に係る土壌改良資材及び散布委託料</li> </ol>
事業主体	農地所有適格法人、農業者等の組織する団体
補助率	1 / 2 以内 (補助上限額 40 千円 / 10a、最大 120 千円 / 地区)
採択要件	経営体育成基盤整備事業で採択された地区における園芸導入・拡大の取組であること

## 園芸産地化モデル支援事業



### 事業の目的

ほ場整備地区において、園芸栽培の導入及び規模拡大を図るために必要となる機械導入（リース）や肥料費等の営農経費を支援します。



園芸栽培に必要な機械の導入（リース）



園芸の拡大に必要な肥料等の購入（散布イメージ）

支援内容	<p>ほ場整備地区において、園芸の導入及び規模拡大を図るために必要となる以下の経費について支援</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 機械導入支援（リース） 園芸栽培における機械化の体制整備に必要な経費</li> <li>2 園芸定着支援 種苗費、肥料費・農薬費、諸材料費等 2年目以降は作付面積拡大分に相当する額</li> </ol>
事業主体	土地改良区、農業協同組合、農業者等の組織する団体、農地所有適格法人、その他の団体
補助率	1 / 2 以内 (補助上限額 5,000 千円 / 地区・年)
採択要件	<p>経営体育成基盤整備事業で採択された地区における園芸導入・拡大の取組であること</p> <p>なお、実施地区は、園芸産地化モデル支援事業実施要領に基づき選定</p>

## 令和8年度 「にいがた農業応援ファンド」

対象者	以下の助成対象事業に取り組む新潟県内の農業者（法人含む）
実施期間	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
申請期間	令和8年4月1日 ～ 令和8年6月30日 月内に累計申請額が助成枠を超過した場合、超過月で申請を締め切る場合がある。
助成内容	<p>◆園芸生産拡大支援事業</p> <p>【事業概要】 園芸生産の規模拡大や新たに園芸生産に取り組む担い手に対して、その取組みに要する費用の一部を助成する。</p> <p>【助成枠】 2,000万円</p> <p>【助成金額】 対象費用（税抜価格）の30%以内、上限30万円 助成は年間を通じて1事業対象者につき1回</p>
	<p>◆農業イノベーション応援事業</p> <p>【事業概要】 農業分野におけるスマート農業等の導入により、労働生産性の向上またはカーボンニュートラル等の環境負荷軽減に繋がる取組みに要する費用の一部を助成する。</p> <p>【助成枠】 2,000万円</p> <p>【助成金額】 対象費用（税抜価格）の50%以内、上限50万円 助成は年間を通じて1事業対象者につき1回</p>
	<p>◆新規・親元就農応援事業</p> <p>【事業概要】 新規就農の促進と定着および後継者への事業承継に向けた後押しに繋げ、農業生産の拡大や農業を通じた地域活性化を図ることを目的として、新たに就農する者および子弟が就農する親元農業者に対して助成する。</p> <p>【助成枠】 500万円</p> <p>【助成金額】 1事業対象者につき上限10万円 助成は1事業対象者につき1回</p>
留意事項	<p>「園芸生産拡大支援事業」および「農業イノベーション応援事業」は、原則として設備導入にかかる費用を対象とするため、単年度で消耗する資材（種子、肥料農薬、マルチ等）は対象外とする。</p> <p>「農業イノベーション応援事業」は、園芸に加えて水稻等も申請対象となるが、「園芸生産拡大支援事業」は、園芸以外（水稻等）については申請対象外とする。</p> <p>「園芸生産拡大支援事業」および「農業イノベーション応援事業」は、国や都道府県等による支援策との併用はできないが、「新規・親元就農応援事業」は併用可能とする。なお、JA等による独自支援策については全事業で併用可能とする。</p> <p>助成枠超過または助成枠残余が発生した場合、運営協議会にて抽選（新規・親元就農応援事業の場合は減額調整等）や再募集、他事業との振替等の対応を決定する。</p>

令和８年度 ＪＡ全農にいがた 園芸新規導入支援の概要

		園芸新規導入支援
助成対象者		1. 新規に対象品目を基準面積以上導入する生産者 2. 対象品目で新規の「品種」「作型」「栽培技術」を基準面積以上導入する生産者（品目面積が前年以上）
助成要件	対象品目	1. 県本部重点推進品目（全農オリジナルブランド品目含む） えだまめ、たまねぎ、やわ肌ねぎ、ブロッコリー、すいか、 オリエンタルユリ、アンジェレ（ミニトマト） 2. ＪＡ推進品目（ＪＡ・県本部で協議）
助成対象経費		1. 種苗費（種子代、苗代、育苗にかかる資材） 2. 肥料、農薬費 3. 生産資材費（被覆資材（マルチ）、支柱類） 4. 機械賃借料（本会貸出機除く）
助成上限		1. 県本部重点推進品目（全農オリジナルブランド品目含む） 1 対象者あたり 30 万円 2. ＪＡ推進品目 1 対象者あたり 20 万円 複数品目で助成申請する場合、1 対象者あたりの支出上限は 30 万円とする。
計画申請時期		8 月末まで（全品目） 原則、定植 2 週間前まで
助成申請時期		10 月～12 月末（全品目）



# 事業のお問い合わせ先

県農林水産部事業（P1～8）の活用には、最寄りの県地域振興局農林水産（農業）振興部にご相談ください。

県農地部事業（P9～10）の活用には、県庁農地部農地整備課にご相談ください。

お問い合わせ先 （住所）	該当市町村	電話番号
<b>県農林水産部事業（P1～8）</b>		
新発田地域振興局農業振興部 （新発田市豊町3-3-2）	村上市、粟島浦村、関川村、 新発田市、阿賀野市、聖籠町、 胎内市	0254-26-9146
新潟地域振興局農林振興部 （新潟市秋葉区新津4524-1）	新潟市、五泉市、阿賀町	0250-24-7181
三条地域振興局農業振興部 （三条市興野1-13-45）	三条市、燕市、加茂市、 田上町、弥彦村	0256-36-2253
長岡地域振興局農林振興部 （長岡市沖田2-173-2）	長岡市、柏崎市、小千谷市、 見附市、出雲崎町、刈羽村	0258-38-2552
南魚沼地域振興局農林振興部 （南魚沼市六日町960）	南魚沼市、十日町市、魚沼市、 湯沢町、津南町	025-772-3918
上越地域振興局農林振興部 （上越市本城町5-6）	上越市、糸魚川市、妙高市	025-526-9403
佐渡地域振興局農林水産振興部 （佐渡市中興684）	佐渡市	0259-63-3185
<b>県農地部事業（P9～10）</b>		
新潟県農地部農地整備課 （新潟市中央区新光町4-1）	-	025-280-5833

JAグループの事業（P11、12）  
に関しては、お近くのJAまで  
お問い合わせください。

